

## 徴兵制の歴史と障害者福祉の課題

【はじめに】ここでは、戦時にどのようにして人がランク付けられ、そのなかで障害者がどう位置付けられてきたのかを、徴兵制の歴史を通して振り返る。そしてその問題が、戦後の社会福祉制度にどう影響を与えてきたのかを述べ、障害者福祉の今日的課題についていくつか提起したい。

### 1 戦力外通告としての障害認定

- ・甲種・乙種・丙種・丁種のランク付け
- ・「廢疾又ハ不具等」「疾病其ノ他身体又ハ精神ノ異常アル者」
- ・たとえば、「全身畸形」「骨、骨膜、関節ノ慢性病及其ノ機能障碍」「精神病」「盲」「聾」など46項目が設定され、1928年段階の「精神病」の場合、「魯頓」であれば乙種、「痴鈍」は丙種、「不治ノ精神病」は丁種としていた。
- ・その丁種の主要要因別で高い割合を示していたのは、「骨関節の外傷及疾病」「呼吸器の疾病」「其の他の眼病」「筋骨薄弱」「不治の精神病」など。

### 2 動員と戦力化のための方策

- (1) 徴兵検査基準の恣意的操作
- (2) 国民の序列化
- (3) 国策への影響

### 3 障害者間の差別化

- (1) 傷痍軍人・産業戦士への恩給
  - ・「傷痍軍人」「世人ノ儀表タルベシ」「救護」「扶助」、廃兵運動、軍事保護院（1939年）。臨時東京第一陸軍病院の研究。
  - ・「産業戦士への恩給」では「障害」概念
- (2) 国民体力法と国民優生法
  - ・国民体力法…対象は丙種となるような「筋骨薄弱者」や「結核要注意者」、あるいは「虚弱児」であり、あくまで錬成の見込みがあるとされた人たち。
  - ・国民優生法…対象は今日のいわゆる「三障害」。
- (3) 戦力たり得る努力、放置

## 4 戦後に引き継がれたもの

---

### (1) 身体障害者福祉法の成立

- ・障害原因を問わない＝「役立ったかどうか」を問わない仕組みに
- ・障害等級表

### (2) 恩給の復活と障害概念の質的転換

## 5 障害者福祉の課題

---

### (1) 国家は障害者を「役立たず」の典型として矢面に立たせてきた

### (2) 女性障害者の存在が記されてこなかったこと

### (3) 二重のふるい分け

### (4) 選別の論理は今後も繰り返されるという予測のもとで福祉政策に向き合うべき